

# Kawasaki Report

川崎重工業株式会社 [www.khi.co.jp](http://www.khi.co.jp) 広報室 (東京) Tel. (03) 3435-2130  
(神戸) Tel. (078) 371-9531

No.2004051

2004年9月2日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社  
(コード番号7012 東京 大阪 名古屋 )  
問 合 せ 先 責任者氏名：財務経理部長 高尾光俊  
問 合 せ 窓 口：広報室  
(TEL 03 - 3435 - 2130 )

## 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成16年9月2日開催の当社取締役会において、下記のとおり、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

- 社 債 の 名 称 川崎重工業株式会社2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
- 社 債 の 発 行 総 額 220億円及び下記7.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額
- 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の100%（各本社債の額面金額1,000,000円）
- 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
- 社 債 の 利 率 利息は付さない。
- 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004年9月21日（ロンドン時間）
- 募 集 に 関 する 事 項
  - 募 集 の 方 法 Nomura International plcを主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前8時（東京時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

会社に対し、2004年9月15日（ロンドン時間）までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額30億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

本社債額面金額の102.5%

- (2) 新株予約権付社債の発行価格（募集価格）

## 8. 新株予約権に関する事項

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権付社債所持人が本新株予約権を行使した場合、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき数は、当該本新株予約権付社債所持人による本新株予約権の行使請求に係る本社債の発行価額の総額を、下記(3)記載のとおり決定される転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、同一の本新株予約権付社債所持人により複数の本新株予約権が同時に行使された場合、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、当該本新株予約権に係る本新株予約権付社債の元本金額合計額に基づき計算される。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- (2) 発行する新株予約権の総数

22,000個及び上記7.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数

- (3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び転換価額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社取締役会の授権に基づき、当社の代表取締役が、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、引受契約締結日又はその前日（いずれも東京時間）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値に1.3を乗じた額を下回ってはならない。

- (4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使請求期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は上記(3)記載のとおり決定される額とする。

(5) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は処分する場合、以下の算式により調整される。なお、以下の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付与されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額は、転換価額（但し、上記(5)によって調整された場合は調整後の転換価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(7) 新株予約権の行使請求期間

2004年10月12日から2011年9月16日の営業終了時（行使請求地時間）までとする。但し、(i)下記9.(2)、及び記載の繰上償還の場合には、当該償還予定日の東京における3営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで、( )下記9.(2)記載の繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人の営業所に預託された時まで、( )下記9.(3)記載の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時まで、( )下記9.(4)記載の買入消却の場合には、本社債が消却され又は消却のために引渡された時までとする。上記いずれの場合も、2011年9月16日より後に本新株予約権を行使することはできない。上記の行使請求期間経過後は、その時点で残存するすべての本新株予約権は無効となり、行使不能となる。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(9) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

(10) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に対する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使効力発生日の属する配当計算期間（現在3月31日又は9月30日に終了する各6か月の期間をいう。）の期初に本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

9. 社債に関する事項

(1) 満期償還

2011年9月30日（償還期限）に本社債額面金額の100%で償還する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## (2) 繰上償還

### 130%コールオプション条項による繰上償還

2007年9月30日以降、東証における当社普通株式の普通取引の終値が、30連続取引日（以下に定義される。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額（上記8.(3) に定義される。）の130%以上であった場合、当社は、その選択により、当該30連続取引日の末日から30日以内に、30日以上60日以内の本新株予約権付社債所持人に対する通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

「取引日」とは、東証の営業日をいい、終値が発表されない日を含まない。

### 税制変更による繰上償還

日本国の法令又は税制の変更等により、当社が本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項に定める追加支払義務を負う旨を受託会社に了解させ、かつ当社が取り得る合理的な手段によってもかかる義務を回避することができない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対する30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、その日が本社債に関する支払いをなすべき日であると仮定した場合に当社がかかる義務に基づき追加金の支払をなすこととなる最初の日に先立つ90日より前には上記通知をなすことはできない。

### 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、一定の条件の下、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対する30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、本社債の額面金額に対する以下の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

2004年9月21日から	2004年9月29日まで	107%
2004年9月30日から	2005年9月29日まで	106%
2005年9月30日から	2006年9月29日まで	105%
2006年9月30日から	2007年9月29日まで	104%
2007年9月30日から	2008年9月29日まで	103%
2008年9月30日から	2009年9月29日まで	102%
2009年9月30日から	2010年9月29日まで	101%
2010年9月30日から	2011年9月29日まで	100%

### 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、その保有する本社債を2008年9月30日に本社債額面金額の100%で償還することを当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するため

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- に、本新株予約権付社債所持人は、上記償還日に先立つ30日以上60日以内の期間内に所定の様式の償還通知書に当該本社債券を添付して本社債に関する支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。
- (3) 債務不履行等による強制償還 本社債に関する支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存する本社債の全部を本社債額面金額の100%で直ちに償還しなければならない。
- (4) 買入消却 当社及び/又は当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れることができ、当該本新株予約権付社債は、当社又は当該子会社の選択により、保有又は売却することができる。当社が買入れた本新株予約権付社債に係る本社債は、当社の選択により、消却することができる。かかる消却をする場合、当社によるその他何らの行為を要することなく、消却と同時に、当社が当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を放棄したものとみなされる。また、当社の子会社が買入れた本新株予約権付社債は、当該子会社の選択により、消却のために当社に交付することができる。かかる場合、当該子会社または当社によるその他何らの行為を要することなく、交付と同時に、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を放棄したものとみなされる。
- (5) 社債の様式 無記名式新株予約権付社債券
- (6) 担保又は保証 該当なし。
- (7) 財務上の特約 担保提供制限が付される。
10. 上 場 本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。
11. 代用払込に関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、本新株予約権付社債所持人が本新株予約権を行使した場合は、当該本新株予約権付社債に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとして取り扱うことを請求したものとみなす。
12. そ の 他 安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## (ご 参 考)

### 1. 資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

手取金概算額219億3,000万円(上記7.(1)記載の幹事引受会社の権利が全部行使された場合は249億3,000万円)については、当社の設備資金及び長期借入金の返済資金に充当する予定です。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

財務安定性の向上と金融収支の改善が見込まれます。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は将来の成長に備え収益力と経営基盤の強化・拡充を図るため、内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様へ安定的な配当を継続することを基本方針としています。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

当該年度の業績及び上記の基本方針に基づき総合的に判断し、決定することとしています。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	5.65円	4.33円	4.78円
1株当たり年間配当金	0円	2.00円	2.00円
実績配当性向	-	45.9%	41.7%
株主資本利益率	5.5%	4.1%	4.4%
株主資本配当率	-	1.9%	1.7%

- (注) 1. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値です。  
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期末資本の部合計)で除した数値です。  
3. 1株当たりの各数値の計算については発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

#### (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

発行総額： 250億円

発行日： 2003年12月8日

転換価額： 182円

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	164円	132円	97円	169円
高 値	220円	189円	172円	187円
安 値	89円	80円	95円	146円
終 値	132円	99円	167円	165円
株価収益率	23.3倍	22.8倍	34.9倍	-

- (注) 1. 平成17年3月期の株価については、平成16年9月1日現在で表示しております。  
 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。  
 また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。